

| 「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」に関する意見募集に寄せられた御意見 | |
|--|-------|
| その他 | |
| 意見 | 個人／団体 |
| <p>全般の文章大体確認したんですが何なんですか？ 第30条第30条と、いちいち参照させないと読めないようなふざけた文章なんぞ書かないで頂きたいですね(^ω^) 音からですがこういう公的文章というのは非常に万人に敵しいのがデフォルトでしょうか。 日本国というのは本来日本国民のためのいわゆる統治者といった役割をするべき物ではないでしょうか？ その統治者が国民にスワヒリ語で演説をしたらどう思います？ 多少飛んだ表現ですがそういうことです、せめて参照せずとも解るような明快な文章をお授けなすってくださいやあ幸いですばい、はあどっとおはらい。 まあ普段からですが矛盾した法を立てたとしても非常に有効で賢明(笑)な隠蔽行為だと思います、へえ。</p> | 個人 |
| <p>著作権法で国民の理解が得られていないのは、JASRACなどの行動に問題があると思う。現状ではJASRACが提案する著作権法の強化には賛同する気には到底なれない。 現在のシステムは適正に権利に対する報酬とは思えないし、適正に配分されているとも思えない。見直すとしたら、まずそこから見直してから法改正を提言すべきである。 コンピュータと音楽の著作権はぜんぜん別物であり、そこにお金が流れること自体が違法であると感じる。まずは、それが違法であること、またそれにより権利者の利益が減じられていることを証明すべきである。 現行の、ダウンロードができる違法サイトの摘発が、できることとしては関の山だと思う。</p> | 個人 |
| <p>・JASRACにおける楽曲の著作権管理について インターネットの掲示板などで意見交換をしていると「路上ライブをしてるとJASRACに警告されました」や「自分で作った曲なのに金を払っていわれた」などの意見が相次いでいます。私もプロの作曲家を目指して作曲の勉強をしているところなんです、自分で作った曲を他の人に演奏してもらうことは作曲家側からしてもとても嬉しい事ですし演奏側からしても好きで演奏しているということなら営利目的でなければ別にいいのではないのでしょうか。 音楽を好きな人ならだれでもこう思うべきだと私は思っています。 ですので「ビートルズ生演奏で著作権法違反、スナック経営者が逮捕」された事件でも、別に経営者側に問題はなかったように思います。 しかしこの事件でJASRAC側はピアノ、マイクなどを「今後侵害する恐れがある」として差し押さえをしています。はたして本当に経営者は悪かったんでしょうか。 インターネットというメディアは使い方によっては犯罪に巻き込まれやすいなどの裏を持っていますが、正しく使えば作曲家同士での情報交換や、アマチュアの演奏者の演奏が気軽に無料で見れるなど楽しい面の方が多いいメディアです。国内でのMidi規格を禁止したことですっかり寂れてしまっていたDTM市場も今はまた人気が出てきています。これからの音楽業界のためにもできることならこれ以上規制を強くして欲しくありません。 私たちの意見を少しでも考えていただけたら光栄です。</p> | 個人 |
| <p>我々が購入する際に自動的に支払う補助金等々のお金が某団体に行き、製作者側に還元されていない事実が、インターネット等で明らかになっている。 世界的に見ても今回の規制を含め、異常といっても過言ではない、いや、「異常」という言葉では甘いほどがんじがらめの法制度で、某団体を含め、完全に「無意味」に近いと私は指摘します。</p> | 個人 |
| <p>1)著作権保持期間の延長には、一部の著作者を除き、経済的に意味が無い。 以下の記事により明らかにされているので詳細は省くが、「著作権保持期間の延長」は、「経済的に意味が無い」、むしろ「マイナス」であるので、これを支持しない。「著作権保持期間の延長」は、一部の著作者の「経済的な理由」をもとに議論されていたので、これ以上の説明は不要と考える。 (「欧米に合わせるのが普通」というロジックもまったく無意味である。欧米に合わせるなら、先に合わせるべきは、度量衡のほうである。しかし、日本は率先して「国際標準」であるSI単位系に合わせた。ヤード・ポンド法を使っている方が「世界基準から見たらおかしい」のである。その意味において「欧米に合わせるのが普通」という理屈に根拠はまったく存在しない。) 50年が妥当か、70年が妥当かは、より多角的に検討されるべきであり、一部の著作者の主張と、「欧米がそうだから」という理由は、なんら妥当性も説得力も持たない。故に支持すべき理由もない。 〈著作権保持期間の延長〉は「経済的に意味が無い」ことの証明記事 著作権保護期間の延長、経済学的には「損」「毒入りのケーキ」が再創造を阻む http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0710/15/news010.html</p> | 個人 |
| <p>国内の規制より先にすることがあるんじゃないですか？ 中国の類似品のほうがよっぽどたちが悪いと思いますけどね。 お偉いさんは分かってないでしょうが、アニメ漫画は日本が誇るべき文化です。 それを、先に向こうが著作権登録したやなんやら、面倒臭いから適当にしているようにしか見えません。 それにダウンロードの規制だってジャスラックが甘い蜜を独り占めしたいようにしか見えませんね。</p> | 個人 |
| <p>個人的に天下り団体のJASRAC自体が、自分の利権のことしか考えておらず、印象が悪いです。既得権益の暴走を防ぐためにも著作権の管轄は文化庁ではなく、特許庁にしたいです。</p> | 個人 |
| <p>パロディを法的に認めた方が文化的発展するのでアメリカのようなフェアユースを導入すべきです。</p> | 個人 |

| | |
|---|----|
| <p>そもそもパブリックコメントの提出法が異常。 今回の利害関係者が、個人と団体。 私的録音録画小委員会では利権者側の意見がほとんど。 ユーザー一人一人がこんかいのパブリック募集に気が付いて、その内容を精査し、そしてパブリックコメントを送信するというのは多大な負担がかかる。 このような方法ではユーザーの意見はくみ取りにくく、さらにこのような扱いにくい手法で、パブリックコメントを募集するのは、利権者側に与するやり方でしかなく、著しく不公平である。</p> | 個人 |
| <p>無料で流しているアニメ等(テレビにつなげれば見れるもの)をDVDとかにして金を掛けて見させようとする、と言うのは気に食いませんがこれで収入を得ているのでまだ分かります。しかし、ネットに流している動画に金を掛けるのはどうかと思います。放送されているものは全てDVDなどで録画できます。それを友達に貸すことも違法ではありません。しかし、ネットで流している動画(アニメなど)に金を掛けると言うことは友達に写したDVDを見させるときにもお金が掛かることになります。これは明らかに矛盾しています。動画(アニメ)をUP(貸す)すること違法なら友達などに貸すことも違法です。 他の例でたとえると、アニメを放送する→電気店などで見る＝違法になるのです。 それに課金制度などに変えたとこの日本の何%が違法で逮捕されるか分かりません。違法大国日本の烙印が押されますよ?これは変えるべきではないかと思われます。 こんなことで金を取るなら国で無駄使いしている金をうまく回して欲しいですね。 こんなことでとぼつちりを被るのはごめんですから。</p> | 個人 |
| <p>私は平成元年頃より個人事業者として音楽の演奏や制作そして音楽講師など、いろいろと副業などを交えながら行って居りましたが、以前私の創作したギター用の教則曲が米国に渡り教材として大変良い評価をいただき、光栄な事でもありこちら所在を知りたく想っていたところコンタクトがあり、JUSFCという、こちらで言う文化庁の様なセクションでしたので、すでに数年前に手紙と共に資料等を送付致しました。 (以下米国への送付先)</p> <p>Ms. Pamela L. Fields Assistant Executive Director, CULCON JUSFC 1201 15th St. NW, Suite 330 Washington, DC 20005 Tel: (202) 653-9800 Fax: (202) 653-9802 http://www.jusfc.gov/</p> <p>その後やはり数年ほど前に外務省商務部(大使館)と想われるセクションの方から御連絡を頂き話を伺いました所、これは日米間の交流団体であり相談の窓口としては、文化庁への旨でした。 つきましては私、以前から文化庁著作権課、内閣官房知的財産戦略推進事務局等々へ私が以前インストラクター時に創作した米国にてのギターメソッドの件にてご相談連絡させて頂きました。 先日にも2007/9/3文化審議会著作権分科会(第7回)の小委員会会議の傍聴させて頂き、さらに昨年から今年1月にも内閣知的財産推進事務局の専門調査会議に許可を頂き傍聴させて頂きました。 議題内容的には小規模な中小ベンチャーなどに対して権利の調査や訴訟から和解やライセンスの締結などに至る費用など他擁護する対策や対応窓口の設置そして訴訟リスクの軽減から国際的なコンテンツの活用クリエイターの育成など細かな制度の見直しなどでした。 以前、ワシントンにて米国知的財産権を扱う米国弁護士資格を持つ日本人の方からは(要請あれば米国内での権利等いろいろ協力はします)などレスポンスを貰いアドバイスや案件のコメント等を何度かやり取りしました。ただまずは日本国内での確定など日本国内の弁護士さんとも十分検討相談することも重要との話で、以前から音楽協会の顧問はじめ数人の弁護士や弁理士の方にも相談して参りました。 インターネットの普及や様々な多様な交流ほかでもございませぬが今後の利便性による国内での様々な整備と海外など広範囲に向けた国際的(wipo)な取り組みなど他にもアニメや映画、音楽、国際的なフォークロア(民間伝承)などの相互干渉はネットやデジタル化の普及と共に様々な事例が予想されると想います。日本人がイタリアンを英国人が和食をフランス人が中華などを創作する様に料理に国境はなく海外では料理のレシピに著作権があるという話も先日聞きました。 アジアを始め中東やアフリカなど新たな経済発展と共に国際間での課題は多い事と思われます。 米国からのCopyright(つまり著作権者の権利)と日米両国の文化や社会経済など様々な事柄を考慮しつつ解決に向けた交渉をしたく想って居りますが私の様な個人業者ではとても困難な業務で在りまして、国内行政の方からの御協力を承れれば、こちらと致しましては非常に心強く、是非ともお願いしたい所存にて存じ申し上げます。 Guitar Teaching Materialなどメソッドとして当時から現在に至る他にも判りやすくアドリブ、理論的な解釈や奏法を獲得するための物などを集め新たに作成する事など考えて居ります。</p> | 個人 |
| <p>(15)「143ページ～、参考資料1～3」に対する意見: (5)～(8)で書いたように、私的複製規定の国際比較が不十分であり、国の選択に恣意性が見られるため、この参考資料についても、最終報告において修正することを求める。 また、ベータマックス判決の少数意見はあくまで少数意見に過ぎず、これを特に引用することで予断を与える可能性があるため、これは削除されるべきである。</p> | 個人 |
| <p>米国のいいなりになるのだけは勘弁して下さい。 年次改革要望書 私的利用に関する例外 私的利用の例外範囲を限定し、ピア・ツー・ピアのファイル共有といった家庭内利用の範囲を超えることを示唆する行為が、権利者の許諾なしには認められないことを明らかにする。 米国と日本はかなり事情が異なります。そこら辺を考えて行動されることを切に願います。</p> | 個人 |

| | |
|---|----|
| <p>著作権を語る際、まず私が気になる事は文化庁がその意見を主にまとめる側であるがその文化庁が著作権を取り締まる際に使っている期間JASRAC等がどう考えてもおかしい管理をしている上お金の采配をほとんど公開していないなど不正が働きやすい環境で未だ実施だれている現状を考えると仮にこの制度が全うなものであっても国民の信用など得られるはずがありません。</p> <p>まず著作権を題材にするのであれば文化庁という利権から離れた舞台を用意してもらいたいです。</p> <p>著作権の取り締まりをするのはいいが現状で日本の著作権はアメリカの80倍に近い使用量を取っている。</p> <p>これも大きな問題だと思います。もっと安価で著作物が手に入るのであればそれだけで不正なダウンロードを行わずにものを買う人も増えるはずです。</p> <p>それらの政府の法案への不満を無視して著作権の取り締まりにのみ焦点をあてるのは私には不可解でしかありません。</p> <p>まずは著作権で回収されたお金の動きを完全に透明になるようにしてもらいたい。</p> <p>まずはそれからこの取り締まりに関して話し合ってもらいたいです。</p> | 個人 |
| <p>・JASRACによるMIDI公開有償化</p> <p>ユーザーが権利者の曲をMIDIで耳コピした曲を公開する際、JASRACが一定料金を個人単位で徴収することになった。これによりネット上のMIDI耳コピ文化は衰退してしまい、音楽活動をする者の相互の練習・習作の舞台が奪われた。一部大手サイトなどで著作料を肩代わりするサービスも登場しているが、以前程の盛り上がりは無いとされる。音楽文化そのものに対する悪影響が出ていると感じている。次世代の芽を摘む重大な失敗であり、権利者側(特に隣接権者)側は自分達のやっている事を考え直すべき。</p> <p>昨今のCD販売の不振は、ネット上の違法アップロード/ダウンロードによるものとJASRACを初めとした関連企業は主張するが、自ら行った規制発動によって自ら首を絞めている。それをネットユーザのせいにするのは全くのお門違い。(そもそも、マルチメディア文化が進出した関係でCD販売に関わらない音楽の流通が生まれたので販売数が落ちるのは必然)</p> <p>・ユーザによる個人製作の現場は無くなってはならない</p> <p>それが次世代のクリエイターを育て、文化の発展を促す事につながる。Web2.0と呼ばれる個人での表現活動が推進していく中、個人製作活動を阻害するような法改正は全くの無意味であり、先のMIDI文化のような衰退が起こる事は火を見るよりも明らか。</p> | 個人 |
| <p>すでに他国で行われているサービスに溝を大きく開けられている現状がある中いつまで国の中で小競り合いを行っているのかと腹立たしく思う。政府や業界はコンテンツ産業を伸ばすといきましているが全く持って現状を理解しているように思えない。日本のコンテンツで世界中の人々の心を満たし、将来日本の提供する著作物を愛し続ける人々を育てるためには、まず先んじて日本の著作物で世界を溢れさせないといけなと考える。ディズニーのキャラクターが幼いころ巷に溢れていたときのように。損して特取れ。</p> | 個人 |
| <p>法律について、パブリックコメントが出せるという事をTVで取り上げるようにして下さい。</p> <p>私の周りの知人・友人はパブリックコメントが出せる事すら知りません。</p> <p>もし可能なら、法律改正するときには簡単な形式でよいので選挙という形をとって頂きたいです。</p> | 個人 |
| <p>違法の罰則を強化し罰金をかなり上げる、至急著作文化を国民に理解させる方法を行う。</p> | 個人 |